

平成 30 年度 腹部超音波検査精度管理調査実施要領

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
公益社団法人 日本人間ドック学会

1 目的

本調査は、各施設が実施する腹部超音波検査の走査技術、読影技術及び精度管理の実施状況を評価し、必要な指導を行うことにより、信頼性の高い優良な健（検）診施設の育成し、早期がんの発見等受診者の利益につなげていくことを目的としています。

2 対象

腹部超音波検査を実施する健（検）診施設

3 精度管理調査書類の提出資料等

施設における精度管理実施状況が把握できる次の調査書類を作成、提出してください。

- (1) 腹部超音波検査精度管理調査参加申込書（様式1）
- (2) 腹部超音波検査精度管理調査票（様式2）
- (3) 撮影機器に関する調査票（様式3）

4 評価対象画像の提出

(1) 腹部超音波画像

健（検）診、人間ドックなどで平成30年1月から11月中旬の間に撮影した 次の画像を匿名化のうえCD-R / DVDまたはサーマルペーパーにより提出してください。

① 正常例 2 例（様式4）

- ・ 成人健常者の腹部超音波画像を提出してください。（軽度の異常は容認）
- ・ 正常例 2 例は、原則、異なる技師が撮像したものを提出してください。
- ・ 「日本消化器がん検診学会 腹部超音波検診判定マニュアル」に準拠し、16～30 断面程度に収めるようにしてください（これを著しく超える画像の添付は減点とすることがあります）。なお、1 枚の写真で 2 分割画像の場合は、2 断面と数えます。
- ・ 脾臓、腎臓などの撮影で 1 断面に収まらない場合は、2 断面で提出してください
- ・ サーマルペーパーはカットせず、折りたたんで添付してください

② 有所見 3 症例（様式5）

- ・ 有所見例は、「日本消化器がん検診学会 腹部超音波検診判定マニュアル」に基づき、異なる臓器のカテゴリー3以上の症例を2症例（カテゴリー3以上の症例が2症例ない場合には、1症例については判定区分がC判定となるカテゴリー2の症例を1症例含めることも可）および、
- ・ 今年度は「膵嚢胞性病変、径5mm以上」1症例を提出してください。
- ・ 有所見例の提出の際、同一症例に複数の所見が認められる場合は、審査の対象となる主要な所見について記載してください。同一症例に複数の所見（例えば、肝臓がんと肝内胆管結石）がある場合これを2症例として提出することは不可とします。
- ・ 所見の描出されている画像に関連した変化の見られる部位の画像も添付してください。枚数に制限はありません。

以下は、症例提示画像と所見用紙、シェーマの記載のポイントです。

- 撮像の際の留意点
 - ・ 病変の全体像と占居部位がわかる画像を撮ってください。
 - ・ 少なくとも2方向から撮像した画像を提示する。
 - ・ 病変だけではなく背景となる臓器も撮像する。
 - ・ フリーズ後ではなく拡大観察した画像をフリーズして計測する。（計測値の少数点以下は四捨五入し、ミリ単位で記載する。）
 - ・ 可能なかぎり高周波プローブやドプラ機能のある器械で検査を施行し、血流 評価が診断に有用な例はドプラ画像を入れてください。
 - ・ 観察する臓器や病変に合わせてフォーカスを適切に調整してください。
 - ・ 同じ様な画像の重複が無いように、画像を選択してください。
 - 所見記載の際の留意点
 - ・ 腹部超音波検診判定マニュアルの所見に準拠し所見を記載してください。
 - シェーマ作成の際の留意点
 - ・ 超音波画像を忠実にスケッチし、超音波画像所見も記載してください。
 - ・ 超音波画像を白黒反転し、エコーの出現している部分（白い部分）を「黒」、無エコー域は「白」にスケッチしてください。
 - ・ 腫瘍像の強い境界エコーや増強した後方エコーは輝度に応じて「黒～灰」に記載してください。
- ③ 正常例、有所見例提出に当たっての留意事項
- ・ カラードプラを使用した場合はカラー画像を添付してください。
 - ・ 個人情報（被検者氏名）は削除して提出してください。なお、日時、装置の設定、年齢、性別などの情報については消さないで提出してください。
 - ・ デジタルデータを提出する施設は、**CD-R** または **DVD** で提出してください。

(2) 日本消化器がん検診学会（全国集計委員会「超音波検診の実態に関する調査」）等への協力

平成29年度日本消化器がん検診学会全国集計他に協力している機関は、[精度管理]の加対象とします。また、平成30年度分についての協力の可否を様式2「平成30年度腹部超音波検査精度管理調査票」に記入してください。

5 提出期限

平成30年11月15日(木)

6 提出先

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

〒108-0014 東京都港区芝 4-11-5 田町ハラビル 5 階

TEL 03-5442-5934 FAX 03-5442-5937

7 評価

(1) 審査者

超音波検査精度管理調査資料の審査は、別紙の腹部超音波検査専門委員会委員が行います。

(2) 審査基準

審査は、「様式 6 腹部超音波検査審査基準」に示す項目について審査します。

8 評価結果の通知、公表等

(1) 評価結果の通知

評価結果は、平成30年度腹部超音波検査精度管理調査結果報告書を添えて平成31年2月中旬までに通知します。同時にサーマルペーパーを返却します。

CD-RまたはDVD-Rは、全衛連が専門業者に委託し、破壊処理して廃棄します。

評価は、別紙「腹部超音波検査審査基準（評価表）」に従い審査し、評点合計の点数によりA～Dの4段階とします。A.B.C.Dの評価は「腹部超音波検査審査基準（評価表）」に示す、a 専門性、b 実績調査、C 精度管理、d 調査、e 画質評価（正常例）、f 手技評価（正常例）、g 画質評価（症例）、h 手技評価（症例）の合計点となり、その内容は一様ではありませんが、あえて概括的にいえばA.B.C.Dの意味は次のとおりです。

① 総合評価 A（優） 85 点以上

撮像画像が極めて良好であり、判定も適正である。また、精度管理も適切に行われている。

② 総合評価 B（良） 70 点以上 85 点未満

A評価水準には達しないものの、撮像画像が良好で、病変の適切な判定可能な水準であり、判定も適正である。また、精度管理も適切に行われている。

③ 総合評価 C（可） 60 点以上 70 点未満

撮像画像が良好といえない、あるいは、撮像画像は良好であるが判定が適正ではない。

④ 総合評価 D（不可） 60 点未満

撮像画像あるいは判定が不適切、または両者のいずれもが不適切である。

(2) 評価結果の公表

評価基準を満たした施設については、「全衛連総合精度管理調査結果の概要」及び全衛連ホームページにその成績を公表します。評価Aは「優」、評価Bは「良」と表示します。

(3) 評価結果通知書等の再発行評価結果通知書等の再発行は、1 枚につき 2,000 円＋税を文書代として申し受けます。

9 評価結果通知後の遵守事項

(1) 評価 C または評価 D とされた施設は、その改善策および対応結果を「評価結果の活用状況調査票」に記載し全衛連事務局に提出すること。

(2) 「要実地指導」の対象と通知された施設は、31 年度の早い時期までに専門委員会委員

による「実地指導」を受け入れること
(実地指導費用は、別途実費を施設が負担する。)

1 0 提出画像等の学会・研修会における使用許諾について

提出頂いた画像及びシエーマを全衛連の研修会および関連学会の資料として使用させていただくことがあります。つきましては、申込書の該当項目にチェックの上、ご承諾の可否をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

(なお、使用させていただく画像等は改めて全衛連で匿名化されていることを確認し、被検者様・施設様にご迷惑が掛からないよう、その取り扱いには細心の注意を払います。また、使用者は全衛連の腹部超音波専門委員に限り、第三者の使用を認めることはありません。)

1 1 申込期限 平成 30 年 7 月 31 日(火)まで

1 2 参加費用

会 員 32,400 円 (税込) ※ 1

会員以外 59,400 円 (税込) ※ 2

※ 1 : 全衛連及び日本人間ドック学会会員の参加費用

※ 2 : 全衛連および日本人間ドック学会の会員以外の参加費用